

キャッシュレス導入支援事業に係るQ & A

(1) 補助金対象者について		
1	本社は県外だが補助対象となるか。	経営する店舗が補助の条件を満たした場合、補助対象となります。
2	大企業でも補助対象となるか。	当補助金における中小・小規模事業者の条件を満たしていない場合、補助対象になりません。
3	資本金や常時使用する従業員数の基準日はいつか。	申請時点となります。
4	起業して間もないが申請できるか。	当補助金における中小・小規模事業者の条件を満たしていれば、補助対象になります。
5	すでに廃業したが対象になるか。	申請時点で、すでに廃業している場合は補助対象になりません。
6	個人事業主は対象となるか。	当補助金における中小・小規模事業者の条件を満たしていれば、補助対象になります。
7	フリーランスは対象となるか。	事業として行っている場合のみ補助対象となります。
8	令和2年度の鹿児島県飲食店感染防止対策支援事業（キャッシュレスの導入）で補助を受けた事業者は対象となるか。	補助対象となります。 ただし、飲食店感染防止対策支援事業で導入したキャッシュレス決済環境に関するものは補助対象外であり、経営する別の店舗で新たに導入する場合は対象となります。
9	農業の傍ら収穫した野菜の小売りもしているが、対象となるか。	補助対象となります。 「④ 製造業その他」に該当します。 ※ 業種分類の詳細は、p.9に掲載
(2) 補助金対象店舗（事業所）について		
1	県外の店舗も対象となるか。	対象になりません。 この補助金は県内事業所における非接触型のキャッシュレス決済サービスの導入を支援するものです。
2	複数の店舗を経営しているが、それぞれが補助対象となるか。	申請は事業者単位です。 経営する店舗が補助の条件を満たした場合、補助対象になりますが、申請しようとする全ての事業所をまとめて1件として申請しなければなりません。
3	飲食店も対象となるか。	経営する店舗が補助の条件を満たした場合、補助対象となります。
(3) 補助対象経費について		
1	キャッシュレスの事業者を紹介してほしい。	県では業者の斡旋を行っておりません。 必要な決済機能をご検討の上、決済事業者に直接お問い合わせください。

2	レジスタの購入を検討しているが、対象になるか。	新たに導入する非接触型の決済サービスと一体的に使用する場合は補助の対象であり、決済端末と接続する必要があります。 補助対象経費に算入できる上限額は、1台あたり20,000円（税抜）です。
3	Airレジの導入を検討しているが、対象になるか。	新たに導入する非接触型の決済サービスと一体的に使用する場合は補助の対象であり、決済端末と接続する必要があります。 レジ本体にあたるキャッシュドローアについて、補助対象経費に算入できる上限額は、1台あたり20,000円（税抜）です。 パック商品については、実勢価格を踏まえて審査を行います。
4	レジ会計ソフトは対象となるか。	新たに導入する非接触型の決済サービスと一体的に使用する場合は補助の対象です。
5	PayPayを1年前に導入したが、店側が提示したQRコードを客にスマホで読み取ってもらう方法であり、汎用端末は使用していなかった。 このたび、PayPayでの支払状況の確認や返金手続きを即座に行うため、タブレットを購入したいが、対象となるか。	PayPayは、すでに利用されている決済サービスに関するものであり補助対象にはなりません。 新たに導入する他の非接触型の決済サービスと一体的に使用する場合に限り対象となります。
6	QRコード決済の導入を検討しているが、決済事業者は汎用端末を販売していない。家電販売店で汎用端末を購入しても対象となるか。	補助対象となります。 なお、決済サービスの加盟手続き完了日を起算日とする前後30日以内に購入したものに限られます。
7	汎用端末は、どのグレードでもよいか。	構いません。 ただし、補助対象経費に算入できる上限額は1台あたり34,800円（税抜）です。
8	汎用端末のカバーや画面フィルムは対象となるか。	補助対象にはなりません。
9	複数の決済端末を整備したい。汎用端末も同数を購入したいが対象となるのか。	補助の対象となる汎用端末の台数は1店舗につき1台限りです。
10	QRコード決済で使用しているタブレットの処理速度が遅いので、新しいタブレットに更新したい。	汎用端末の更新は、補助対象になりません。
11	購入した汎用端末は、キャッシュレス以外でも使用してよいか。	専ら決済サービスのために使用する場合は補助の対象です。 購入後4年以内に、目的外に使用したり譲渡するなどした場合、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

12	モバイル型端末（汎用端末不要）を複数台購入したい。	補助対象になります。
13	これまでクレジットカード（磁気、ICカード）に対応していた。決済事業者（カード会社等）は変更しないで、新たに非接触型の読取端末を購入したい。	補助対象になります。 契約している決済事業者の変更を伴わなくても、新たに非接触型の決済サービスを導入すれば補助の対象になります。
14	レシートプリンターのロール紙は対象となるのか。	ロール紙単体は補助対象にはなりません。ただし、レシートプリンターに付属するものは対象となります。
15	券売機にキャッシュレスの機能を加えたい。	補助対象になりません。
16	決済端末の購入先とレジ接続を行った業者が異なるが、対象となるか。	補助対象になります。
17	事前注文のシステムを導入したい。	補助対象になりません。
18	Wi-Fiルーターを購入したい。	ネットワーク関係機器であり、補助対象になりません。 なお、ルーターから決済端末までの配線については、補助対象となります。
19	光回線を整備したい。	補助対象になりません。
20	通信回線の事務手数料は対象となるか。	補助対象になりません。
21	インターネットを介してEC（電子商取引）を行っているが、対象となるか。	補助対象になりません。
22	リース契約を行ったが対象となるか。	ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費は補助対象になりません。
(4)申請手続きについて		
1	店舗ごとにキャッシュレス（非接触型）を導入したい。	申請は可能ですが、申請は事業者（法人又は個人事業者）単位ですので、店舗をまとめて1件として申請してください。
2	事業費は税抜き額で申請すればよいか。	消費税及び地方消費税を除いた額で申請してください。
3	総額のみ記載された領収書でよいか。明細も必要か。	審査では、購入された具体的な品目を確認します。 複数の物品を購入した領収書が総額のみ記載されている場合、明細が分かるもの（納品書等）を提出してください。
4	領収書には「品代」と書かれている。	品目が書かれていない領収書や明細が分からないものに係る経費は補助対象になりません。
5	レシートも証拠書類となるか。	補助対象の品目が明記されていれば、レシートも証拠書類となります。
6	営業実態を確認できる書類とは何か。	確定申告書の写し、開業届出書の控え（税務署の受付印があるもの）、営業に関する許可証の写し など ※いずれか一つ

7	複数回に分けて対象機器等を購入した場合でも、1回にまとめて申請できるか。	申請できません。 ※申請は1回のみ
8	15万円分を購入し、そのうち10万円分を申請したが、交付決定額は8万円だった。追加で2万円分申請してよいか。	申請は1回のみです。追加申請はできないため、あらかじめ上限額を超えた分まで申請してください。
9	国や市町村で同様の助成制度があるが、併用しての申請はできるか。	申請できません。 併用する補助金を交付している国・市町村に併用可能か確認した上で、補助対象経費の5分の4から国・市町村の補助を差し引いた残額と、本事業の補助上限額(10万円)のどちらか低い額(千円未満切り捨て)が補助金額となります。
10	県の他の補助金と両方申請できるか。	同じ商品等にかかった費用について、本補助金と他の補助金を重複して申請することはできません。
11	インターネットで汎用端末を購入した場合など、家族あての領収書を提出してよいか。	原則として、経営者又は事業所あての領収書等の提出が必要です。
12	領収書、レシートはコピーでよいか。また、明細も必要か。	原本ではなくコピーを提出してください。 複数の物品を購入した領収書が総額のみ記載されている場合、明細が分かるもの(納品書等)のコピーも提出してください。
13	2月に決済サービスの加盟手続きを完了したが、必要な機器の整備は3月中旬に完了した場合、補助対象になるか。	決済サービスの加盟手続きの完了が、3月10日から11月15日までの期間でないことから、申請できません。
14	汎用端末等が品薄のため、11月15日までに設置が完了しない場合、先払いしても補助対象になるか。	11月15日までに非接触型の決済サービスの利用を開始する必要があることから、申請できません。
15	決済サービスの加盟申込みをしたが、審査に1月以上かかり11月15日までに審査が完了していない。必要な機器等の整備と支払は完了しているが申請は可能か。	11月15日までに非接触型の決済サービスの利用を開始する必要があることから、申請できません。 審査期間が1月以上に及ぶ決済サービスもありますので、ご注意ください。
16	2月に非接触型の決済サービスの利用を開始した。3月に決済端末等の請求書を受け取り、支払いを行ったものは補助対象になるか。	3月10日以降に非接触型のキャッシュレス決済サービスの利用を開始する必要があることから、補助対象になりません。
17	決済サービスの利用実績を確認できる書類とは何か。	クレジット売上票(加盟店控え)の写し、管理アプリの取引一覧の写し、売上代金振込額が記載された通帳の写しなどです。 ※利用者の個人名が判読できないように黒塗り等により加工してください。 ※決済サービスの利用開始後、概ね2週間以内に提出してください。
18	クレジットカードで購入した。購入日はいつの時点になるのか。	クレジットカードを利用した日とします。 代金の引き落とし日ではありません。

19	プレミアム付き商品券で購入したが、対象になるか。	商品券での支払いは、補助対象になりません。
20	アマゾンギフト券で購入したが、対象になるか。	ポイントでの支払いは、補助対象になりません。
21	米ドルで購入したが、対象になるか。	外国通貨での支払いは、補助対象になりません。
22	購入の際、一部をポイントで支払ったが、対象になるか。	ポイント使用分は、補助対象になりません。
23	ネットオークションで購入したが、対象になるか。	オークションは、補助対象になりません。
24	インターネットを介して個人から購入したが、対象になるか。	個人間取引は、補助対象になりません。
25	海外の通販サイトから購入したが、対象になるか。	個人輸入品は、補助対象になりません。
(5) 補助金の交付について		
1	申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。	申請書及び請求書の関係資料は、不備がない場合に受理し、その後1か月以内を目処に補助金の交付を決定し、振込払いします。 ただし、申請が集中した場合は、さらに日数を要することがあります。
2	申請者と振込先口座の名義が違ってても、補助金は交付されるか。	交付できません。申請者と補助金の振込先口座名義は同じでなければなりません。
3	交付について、概算払いの制度はあるか。	概算払いはありません。（精算払いのみ）